

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月22日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局飯田国道事務所長 杉井 淳一

1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度 飯田国道管内耐震改修設計業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、飯田維持出張所耐震改修の実施設計(設備設計、積算を含む)を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月29日

(4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象とする。
- 3) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象とする。
- 4) 2)及び3)(予定価格が500万以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。
- 6) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所経理課

〒395－0024 飯田市東栄町3350

TEL 0265-53-7201 FAX 0265-53-7213

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

飯田国道事務所管内（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、一級建築士が常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務実績のうち地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、協力事務所の立場で実施

した設計業務も実績として認める。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務のうち建築分野を実績として認める。

同種業務： 以下の（ア）～（ウ）を満たす設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。ただし、軽微な設計業務（契約額 100 万円未満）は除く。

（ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

（イ）面 積 （設定無し）

（ウ）設計内容 機械設備を含む新設、増設又は改修の実設計業務

※ 類似施設とは、事務室・会議室及びこれらに類する部屋の面積（これに付随する共用部分を含む）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

なお、増築設計業務の場合は、増築部分が条件（上記（ア）～（イ））に該当する建築物の設計とする。

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士と同等以上の資格を有する者との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

（５）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、業務実績のうち地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、協力事務所の立場で実施した設計業務も実績として認める。

同種業務： 以下の（ア）～（ウ）を満たす設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。ただし、軽微な設計業務（契約額 100 万円未満）は除く。

（ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

（イ）面 積 （設定無し）

（ウ）設計内容 機械設備を含む新設、増設又は改修の実設計業務

※ 類似施設とは、事務室・会議室及びこれらに類する部屋の面積（これに付随する共用部分を含む）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

なお、増築設計業務の場合は、増築部分が条件（上記（ア）～（イ））に該当する建築物の設計とする。

（６）配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- １）平成２３年１２月２２日現在の全ての手持ち業務の件数が配置予定管理技術者は５件以下であること。なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者等として従事している契約金額が５００万円以上の業務（ただし、工事監理業務、設計その２業務（設計意図伝達業務）、耐震診断業務は除く。）をいう。

（７）配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者について以下の要件を満足すること。

配置予定管理技術者及び建築分野の配置予定主任担当技術者は競争参加資格確認申請書の提出者の組織に所属すること。

なお、配置予定管理技術者は建築分野の配置予定主任担当技術者と兼任しても良い。

（８）技術提案書に関する要件

- １）入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

（９）業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託する場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者であると同時に、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。

注：※１ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成１０年１０月１日建設省厚契発第３７号）第１５条の定義による。

※２ 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３ 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	告示 15 号による分類
建築	総合
構造	構造
電気	設備
機械	

（１０）競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できな

い場合。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

3) 技術提案書

4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、企業信頼度

②基本事項評価（技術者）

業務実績、C P D取得単位、技術者信頼度

③技術提案書

実施方針、業務実施体制

※①の項目で最大 6 点、②の項目で最大 9 点、③の項目で最大 45 点を加算点とする。

④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の 3. のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒395-0024 飯田市東栄町3350

中部地方整備局飯田国道事務所経理課

電 話 0265-53-7201

F A X 0265-53-7213

メールアドレス：keiikok@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3（1）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とするがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4（1）に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2（11）の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成24年 1月17日
②	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成23年12月22日から 平成24年 1月20日まで
③	申請書等の提出期間	平成23年12月26日から平成24年 1月10日 までの10時00分から16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成24年 1月23日10時00分から 平成24年 1月24日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成24年 1月25日13時00分 飯田国道事務所入札室